

国土交通大臣政務官

藤井比早之様

鳥取県中部地震に伴う  
国への緊急要望書

(平成28年11月)

鳥取県

平成 28 年 10 月 21 日午後 2 時 7 分に鳥取県中部地震が発生し、倉吉市、湯梨浜町、北栄町では震度 6 弱、鳥取市、三朝町では震度 5 強を記録するなど、鳥取県中部地域を中心に、県内全域が大変強い揺れに見舞われました。

この地震は、熊本地震の本震を超える 1 4 9 4 ガルを記録する非常に激しいものであり、住民の心に深い不安や恐怖心を与えました。住家や全壊半壊こそ少ないものの、壁のひび割れ、瓦の崩落などは、目を追うごとに増え続け、数え切れないほどの被害となっています。

三朝町では、80 代の男性が行方不明となり、住民の方々が一丸となって捜索した結果、翌日の早朝に発見されました。また、県及び被災市町では、地震発生 3 日後の月曜日から、学校が避難所になっているにも関わらず、地域のご協力を得て、学校が再開することができました。

地域では、平常の生活を取り戻すため、総力を挙げて地震災害からの復旧・復興に取り組んでいるところでありますが、政府のバックアップなくして復興はなし得ません。特に、このたびの被災地域は高齢化率の高い地域でもあり、かつ財政基盤も脆弱であります。とりわけ、積雪期を前にし、生活基盤である道路や住宅の早期復旧が最優先課題でもあります。

また、被災した県中部地域のみならず、鳥取県東部、西部地域の観光地においても、宿泊のキャンセルが多数発生するなど地域経済への大きな影響が生じています。

今回の震災により生じた困難に立ち向かい、県民一丸となり地方創生の取組みを進めることにより、地域に活力を取り戻す所存であります。国におかれましては、このような状況を御賢察いただき、一日も早い地域の復興につながるよう特段の御配慮をお願いします。

平成 28 年 11 月

鳥取県知事 平井 伸治

## 観光産業等への風評被害対策について

### 《提案・要望の内容》

- 10月21日に発生した鳥取県中部地震の被害を受けて、鳥取県中部のホテル・旅館・飲食施設などにおいて、営業を再開した10月23日以降についても宿泊等のキャンセルが相次ぎ、さらに新規の予約が入りにくいなどの風評被害が発生し、観光産業に大きな打撃を与えている。
- また、ほぼ被害の無かった東部、西部地区においても同様の風評被害が発生している。
- 鳥取県においても、「とっとりで待とります!!PRプロモーション」を展開するなど風評被害の払拭に努め、また、「鳥取県は安全である」ことを国内外に向けて情報発信しているが、国においても早急に「鳥取応援プログラム」を取りまとめ、復興支援を行っていただきたい。
- 支援に当たっては、実際の風評被害によるキャンセル数及び新規の宿泊予約減を勘案した支援規模にするとともに、鳥取県全域を対象とした割引旅行プラン助成制度およびそのプロモーション経費への支援など地方のニーズに応じた使い勝手の良い支援制度としていただきたい。

※10月21日に発生した鳥取県中部地震の被害を受けて、鳥取県中部の観光地、温泉地等に被害が発生し一時的に営業休止等に追い込まれたが、順調に復旧し、現時点では、一部の施設等を除いて営業している。

また、東部地区、西部地区においてはほとんど被害はなく、地震発生直後から通常営業している。

### <参考>

#### 1 鳥取県における宿泊施設等営業状況及びキャンセル状況

##### ◎宿泊施設キャンセル状況（11月15日現在）

地区	休業中	キャンセル数		計
		10月21～23日	それ以降	
東部	0軒	867人	985人	1,852人
中部	3軒	5,005人	11,926人	16,931人
西部	0軒	3,153人	7,031人	10,184人
計		9,025人	19,942人	28,967人

##### ◎観光施設等キャンセル状況（11月10日現在）

地区	休業中	キャンセル数		計
		10月21～23日	それ以降	
東部	0軒	1,371人	5,682人	7,053人
中部	1軒	774人	3,985人	4,759人
西部	0軒	846人	4,626人	5,472人
計		2,991人	14,293人	17,284人

#### 2 九州観光支援のための割引付旅行プラン助成制度

平成28年熊本地震により深刻な影響を受けた九州観光の風評被害を払拭するとともに、旅行需要を喚起するため、九州7県に対し、旅行プランの割引・販売費用やキャンペーン費用を助成する交付金を交付。

事業費：18,030百万円

#### 3 参議院「環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会」（H28.11.15）での総理答弁（谷合 正明 議員からの質疑に安倍総理大臣が答弁）

（前略）

このため、観光庁などにおいて国内外に向け地震被害の正確な情報や鳥取の魅力を発信していくとともに、鳥取県の隠れた魅力を発掘し、被害の大きかった地区を周遊する旅行を新たに支援するなど「鳥取応援プログラム」を早急にとりまとめ、風評被害を払拭したいと考えております。



## 「り災証明書」の早期交付に向けた支援体制について

### 《提案・要望の内容》

○被災者生活再建に必要な「り災証明書」の一次調査については、全国自治体職員のご協力を得てほぼ終了し、証明書の交付も始まりつつある。

なお、今後、二次調査の申請も多数見込まれることから、引き続き被災市町の交付業務にかかる相互協力体制が確立されるよう支援を行われたい。

### <参考>

- ・平成 28 年 10 月 21 日に鳥取県中部を震源とする地震が発生し、多数の住宅等の損壊および破損があった。
- ・一次調査数受付 14,000 件弱のうち、11,000 件調査終了。そのうち 800 弱の証明書を交付しているが、すでに 1 割程度の二次調査申請がなされている。（11 月 17 日時点）
- ・今後、二次調査に関する相談や申請の増大が見込まれており、当該被災市町職員だけでは、二次調査の対応が困難となる。



## 被災建築物の除却支援制度の拡充等について

### 《提案・要望の内容》

- 被災し危険な状況にある建築物の除却が速やかに進み、被災者の生活再建と被災地域の安全確保が促進されるよう、不良住宅の除却支援に十分な予算配分を行うとともに、生活に密着した蔵・納屋等の附属建物を支援対象とするよう制度の拡充を行うこと。

### <参考>

#### 1 被災建築物の状況と除却支援の必要性

今回の地震では、家屋の傾きや壁の亀裂・崩落、屋根瓦の落下など、居住を続けることが著しく困難かつ危険な被災家屋が多数発生しており、放置しておけば、倒壊等による二次災害や、周辺環境の悪化等を生ずる恐れがあることから、既存の支援制度（国土交通省「空き家再生等推進事業」）等を活用し、早急に除却処理を進める必要があり、そのための十分な予算措置が必要である。

#### 2 附属建物への支援の必要性

被災し危険な状況にある建築物には、蔵・納屋等の生活に密着した附属建物も多く存在するが、現行の「空き家再生等推進事業」では、これら附属建物は支援対象となっていないため、除却処理が進まない恐れがある。

◎附属建物の被害状況（県中部4市町分 H28.11.22 現在）

・全壊 20件 ・半壊 35件 ・一部損壊 709件 計 764件

### <現行支援制度の概要>

#### 空き家再生等推進事業【除却タイプ】

- ・目的……居住環境の整備改善を図るため、災害等で著しく損壊した不良住宅等の除却を行う
- ・対象施設……不良住宅、空き家（ただし、除却後の跡地が地域活性化目的で供されるもの。）
- ・補助内容……不良住宅等の除却等に要する経費
- ・補助率……国 2/5、地方公共団体 2/5、民間負担 1/5
- ・要件……地域住宅計画の策定（県計画又は市町村単独のいずれでも可）  
(\*)不良住宅… 主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なもの。

